



監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年12月28日

赤穂市監査委員 寺田 榮治
同 前田 尚志

記

- 1 監査の種類 令和2年度定期監査
- 2 監査の対象 市民病院及び介護老人保健施設
- 3 監査の期間 令和2年11月9日から令和2年12月25日まで
- 4 監査の範囲 令和元年度及び令和2年度の事務事業
- 5 主な着眼点 事務事業の有効性、効率性、経済性、合規性等
- 6 監査の方法 赤穂市監査基準(令和2年監査委員規程第1号)に基づき、財務に関する事務の執行状況について、事前に監査資料の提出を求めたうえ関係書類等の審査及び関係職員から執行状況を聴取し質問を加える等の方法により、監査を実施した。
- 7 監査の結果 監査の結果は、おおむね適正と認められたが、特に意見として以下のとおり記述する。今後とも、所管する業務に対する認識を深められ、効率的な事業運営に継続的に取り組まれることを要望する。
なお、監査の執行の際見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項は、予備監査時に関係職員に対して口頭で改善を促したので、記述を省略した。

I 共通事項（病院事業）

（意見）

経営改善の取組について

病院運営について、各検討委員会等を通じて職員一人ひとりが経費削減・収益確保の意識を持ち経営改善に向けて全力を尽くしている。

病院事業については、コロナ禍もあり厳しい経営状況にあるが、院内の体制整備・強化を図り、今後より一層近隣医療機関との連携をすすめることで地域における中核病院として安全で質の高い医療サービスを継続的に提供できるよう努められたい。

II 個別事項

1 総務課

文書事務において記載すべき事項が欠如している事例が見受けられたが、おおむね適正であると認められた。

2 財務課

おおむね適正であると認められた。

3 医療課

公文書保管上不適切な事例が一部あったものの、おおむね適正であると認められた。

4 介護老人保健施設

（意見）

公印使用の管理の不備について

公印の使用について、公印保管者の確認印がない文書が見受けられた。公印が不正に使用されるリスクの重大性を鑑み、赤穂市病院事業公印規定に基づいた適切な処理手続きを徹底されたい。